

お知らせ

当協会四国支部(仲田 優晴支部長)は、2020年3月16日国土交通省四国地方整備局との「災害時における建設資材の調達等業務に関する協定」を締結いたしました。

同協定は、南海トラフ地震や豪雨災害などの大規模災害が発生した際の津波浸水被害等が発生した際に、迅速な建設資材の確保を行うべく締結されたものです。

同協定における、主な業務内容は、①利用可能な建設資機材の保有状況に関する情報提供②利用可能な建設資機材のレンタル(運搬作業含む)③建設資機材の修理作業など、を行うこととなっています。

この他にも、「四国地方整備局はもとより、四国内の県・市町村が管理などする施設も対象となる」、「四国外で発生した大規模災害箇所も対象となる」、「(当協会四国支部は)四国内で最大震度6弱以上を観測した場合、四国地方整備局に自動的に利用可能な建設資機材の保有状況の情報提供を行う」などの内容が含まれており、発災時の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧に繋がることが期待されます。



災害時における建設資機材の速やかな調達に向け、四国地方整備局との災害協定を締結いたしました